

緑の守り手認定事業者制度について

～各地域で誇りを持って事業を継続していただくための認定制度～

概要

各地域の山間奥地で活動する森林土木事業者が、今後も誇りを持って事業を継続していただけるよう、これまで地域で果たしてきた様々な役割・貢献を「見える化」し、広く地域住民等に認知されるよう認定する制度。

【森林土木事業者の地域における役割・貢献】

○治山・林道施設の整備や維持管理の担い手



- ・平常時：国土緑化活動、ボランティア活動等
- ・災害時：緊急応急工事（災害対応活動）等

これらの活動は山間奥地で行われていることが多く、広く地域住民等に認知されていない。



「地域を支える担い手」のひとり
としてなくてはならない重要な
パートナー



緑の守り手認定事業者
制度を創設



認定項目

- ① 継続貢献
(治山/林道/治山林道)
- ② 災害対応活動
- ③ 国土緑化活動
- ④ ボランティア活動
- ⑤ 環境配慮
- ⑥ 労働安全
- ⑦ 人材育成
- ⑧ ICT施工



過去の取組実績を
もとに認定

認定方法

森林管理局長

申請(※1)

森林土木事業者

認定(※2)

※1：一定の期間をもって申請を受付（申請先は原則として森林管理署長等）
※2：認定項目数等による認定グレードあり（4段階）

【広報活動】

HP等を活用した
制度の周知・認定
事業者名の公表、
地方公共団体への
情報提供等を実施

＜認定の有効期間＞

認定された日が属する年度の翌々年度末まで

- ・プラチナ（認定項目の全てで認定あり）（注）
- ・ゴールド（認定項目数が継続貢献及び災害対応活動を含めて5以上）
- ・シルバー（認定項目数が継続貢献及び災害対応活動を含めて3～4）
- ・ブロンズ（認定項目数が継続貢献を含めて1以上（上記を除く））

（注）継続貢献が（治山林道）でない場合は「ゴールド」とする。
なお、ゴールド、シルバー及びブロンズについては、継続貢献の種類を問わない（治山、林道、治山林道のいずれかでも可）

